

きりはら薬局を利用される みなさまへ

- 当薬局は関東信越厚生局長により「保険薬局」として指定されています。
- 当薬局は、服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、調剤基本料(1)を算定する薬局です。＜45点＞
- 当薬局は、処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導」届出薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、地域支援体制加算(1)を算定する薬局です。＜32点＞
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、後発医薬品調剤体制加算(3)を算定する薬局です。
後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っています。＜30点＞
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、在宅薬学総合体制加算(1)を算定する薬局です。＜15点＞
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、医療DX推進体制整備加算を算定する薬局です。＜10点＞
- 当薬局は、オンライン資格確認等システムを通じて患者さんの診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- 当薬局は、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

- 当薬局は、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、医療情報取得加算を算定する薬局です
- 当薬局は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 当薬局は、来局した患者さんに対し、薬剤情報、特定健診情報
その他必要な情報を取得・活用して調剤等を行っています。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、連携強化加算を算定する薬局です。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、無菌製剤処理加算を算定する薬局です。無菌室（クリーンベンチ）の設備を備え、注射薬等の無菌的な調整を行います。
- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料を算定する薬局です
- 当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にごその旨お申し出下さい。
- 当薬局では、健康に関するご相談を承っております。
「薬」のこと「健康」のこと、薬剤師にお気軽にご相談下さい。

きりはら薬局

保険外負担が認められるサービスについて

当薬局では以下の項目について実費の負担をお願いしていますのでご了承ください。

- 1、 薬剤の容器代（水薬ポリ容器・軟膏壺・点鼻薬容器・点眼薬容器・スPOINT等）は実費（30～240円程度）をご負担いただきます。
※製薬メーカーで製品化されている容器等は除きます。
※衛生管理上、お持ち込みの容器への充填はお断り申し上げます。
- 2、 ご希望により、内服薬を服用しやすくするために服用毎に分包いたします。
（治療上必要性のない場合にご負担が必要になります。）
・7日分毎に・・・・・・・・・・・・・340円
- 3、 ご希望により粉薬を服用しやすくするために、甘味料を混合することもできます。（治療上必要性のない場合にご負担が必要になります。）
- 4、 在宅医療に係る交通費は実費の負担をお願いしています。
- 5、 令和6年10月より後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、従来の自己負担金に加え「選定療養費（＋消費税）」を負担して頂く場合があります。
くわしくはスタッフまでお尋ねください。
- 6、 各種証明書類・・・・・・・・・・・・・110円より

きはら薬局

開局時間・休業等のご案内

月～金 曜日	:	8 : 45～18 : 15
土曜日	:	8 : 45～14 : 00
日曜日・祝日・年末年始 (12/30～1/3)	:	休業

下記時間帯に処方せん調剤した場合、
夜間・休日等加算 (3割120円・2割80円・1割40円)
を算定させていただきます。

- ・平日：午後7時より閉店まで
- ・土曜日：午後1時より閉店まで

※ また、地域医療の確保のため輪番制による休日当番保険薬局では救急医療の確保のために調剤を行ったとして時間外加算または休日加算を算定させていただきます。

※ 参考 営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算：午後6時～午後10時・朝6時～朝8時（技術料の10割加算）

休日 加算：日曜日および国民の祝日と12月29日～1月3日（年末年始）（技術料の14割加算）

深夜 加算：午後10時～朝6時（技術料の20割加算）

時間外の緊急連絡先：090-1504-5951

きりはら薬局



**当薬局では
健康に関するご相談を
承っております。**

「薬」のこと「健康」のこと、
薬剤師に、何でもお気軽にご相談下さい。
調剤・医薬品販売だけでなく、
「おくすり相談」「健康チェック」「健康教室」などを行っています。



きりはら薬局